

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車
軽自動車検査協会愛知主管事務所
小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

家屋調査にご協力を

令和3年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和4年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入れていただき、建築確認の書類や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いいたします。

問合せ先 税務課

☎95-11113

確定申告、町・県民税申告の注意

▽扶養控除

扶養控除には所得の制限があります。前年の合計所得金額が48万円を超える方は、被扶養者にはできませんのでご注意ください。また、

2人以上が同一人を重複して扶養控除の対象とすることもできません。

▽障害者控除等

障害者控除、ひとり親控除、寡婦

控除の適用漏れにご注意ください。前年に申告した控除が引き継がれることはありません。

問合せ先 税務課 ☎95-11112

小牧税務署からのお知らせ

- 確定申告は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、自宅からPCまたはスマホ等で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または郵送にて提出してください。
- 確定申告会場が変わります！
令和3年分の確定申告会場は、「小牧市公民館」から、**「小牧勤労センター」** になりますので、御注意ください。
- 多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホがあれば、e-Tax(電子申告)を利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きをおこなっていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちでない方でも、e-Taxを利用できます。

確定申告会場

